

1 建築物

(1) 出入口 ②

● 整備例

● 条例による整備基準

◇ ハートビル法による誘導的基準

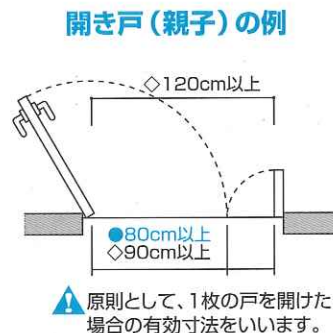
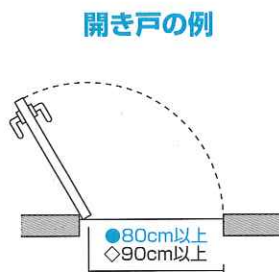
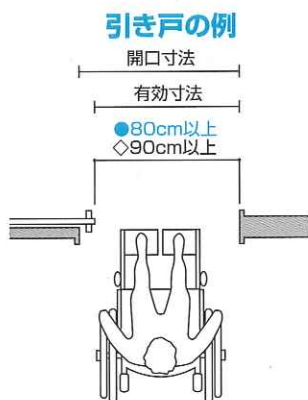
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

出入口の内法

- ▲ [80cm] は車いすが通過できる最低の寸法です。
- ▲ [90cm] は車いすが通過しやすい寸法です。
- ▲ [120cm] は松葉杖使用者が通行しやすい寸法です。



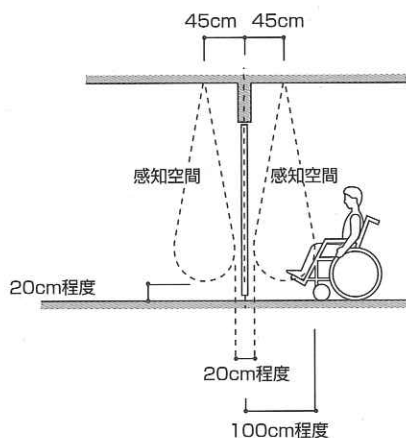
戸の構造

▲ 戸の構造は自動ドア又は引き戸、引き分け戸が望まれます。やむを得ず開き戸にする場合は、容易に開閉できるものとします。

自動ドア感知方式の例

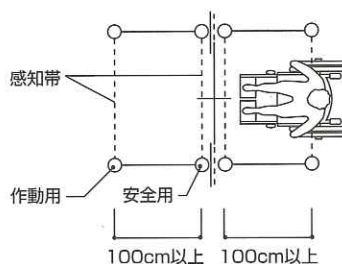
- ▲ タッチ式自動ドアは、ボタンの位置がわかりにくいなど視覚障害者の利用に不便な場合があります。
- ▲ 自動ドアの開閉速度は、開く時は迅速に、閉まる時は遅くなるように設定することが望まれます。

超音波スイッチ（空間感知）



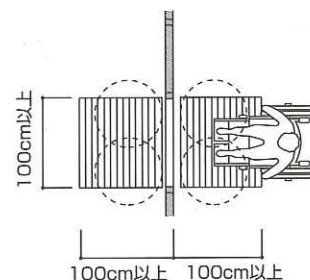
▲ 超音波スイッチは、車いすのフットレストから感知できるよう、床上20cm程度まで低くします。また、戸の手前100cm程度のところで感知できるようにします。

光線スイッチ（線感知）



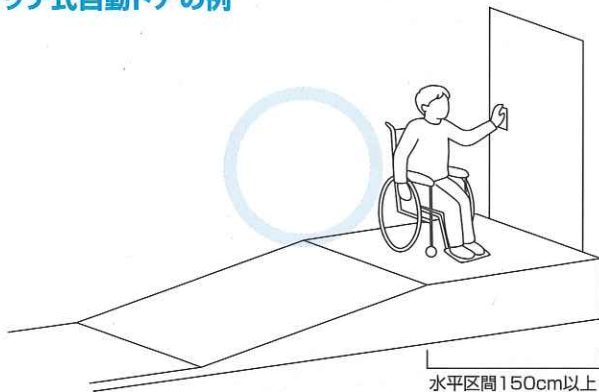
▲ 光線（赤外線など）スイッチは、温度変化や直射日光等の影響を受けて誤作動しやすいので注意して設置します。

マットスイッチ（床面感知）

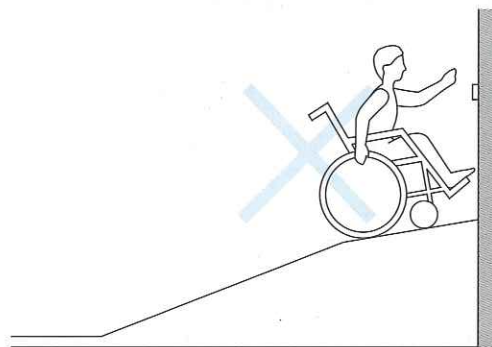


▲ マットは車いすが全部乗るよう大きくし、フットレストがドアに当たってから作動するものは避けます。

タッチ式自動ドアの例



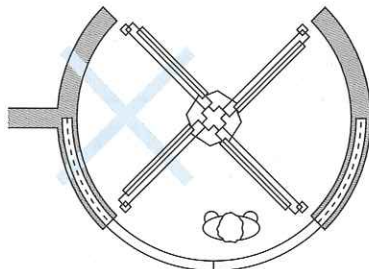
⚠ 戸に隣接して傾斜路が設置してある場合、戸の前部には車いすが安定して戸を開閉できるよう、水平区間を設けます。



✖ 水平区間が狭い
✖ 戸の正面に傾斜があると、車いすが安定しなかったり、横向きにブレーキをかけてタッチ式ボタンを押した後、正面に向きを変えている間に戸が閉まってしまうことがあります。

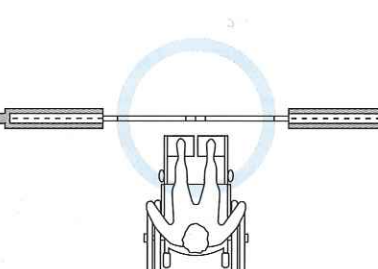
回転ドアの例

回転ドア



⚠ 回転ドアは、車いすでの使用が困難であり、視覚障害者や歩行困難者の通行にも危険を伴います。

自動ドア(又は、引き戸、引き分け戸)

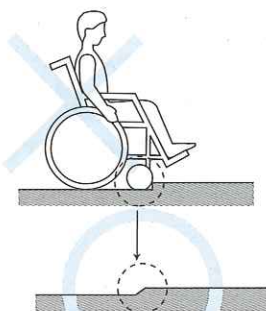
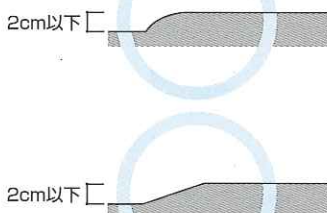


⚠ 回転ドアを設置する場合は、自動ドア又は引き戸や引き分け戸を併設します。

段のすりつけの例

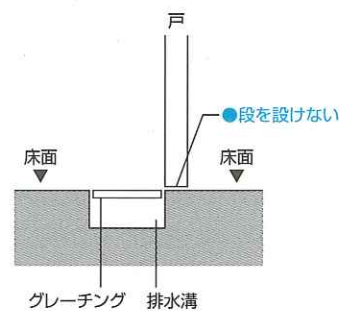
⚠ ちょっとした段差であっても、高齢者や障害者にとってはつまづきや転倒の原因となり、車いすの通行の支障にもなります。
⚠ 段を設ける場合は2cm以下とし、すりつけをします。

すりつけの例



✖ すりつけがないと前輪が段の所ですべったり、横向きになったりして乗り越えられない場合があります。

水返しの例



⚠ できるだけ段を設けないよう留意します。

1 建築物

(2) 敷地内の通路①

設計のポイント

道路及び車いす使用者用駐車施設から建築物の出入口に至る通路は、高齢者、障害者等を含む誰もが安全かつ円滑に利用できる必要があります。

- 歩行者の通路は、車道との分離や段差の解消、車いす使用者に対応した幅員の確保、わかりやすい案内表示や視覚障害者の誘導等にも配慮が必要です。
- 障害のある人も、障害のない人と同じ経路を利用できるように配慮が必要です。
- できるかぎり歩車道の分離を考え、歩行者等と自動車の動線が交わらないように配慮することが必要です。

整備基準

【適用施設／建築物】

●整備基準

- 1 表面は、粗面とし、又は^①滑りにくい材料で仕上げること。
- 2 段を設ける場合においては、当該段は、^②(4) [階段] の項に定める構造に準じたものとする。
- 3 表面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車いす使用者、つえを使用する者等の^③通行に支障のないふたを設けた場合は、この限りでない。
- 4 直接地上へ通する(1)の項に定める構造の出入口から当該施設の敷地に接する道若しくは空地(建築基準法(昭和25年法律第201号)第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下この表においてこれらを「道等」という。)又は車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設(以下この表において「車いす使用者駐車施設」という。)に至る1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。
ただし、^④地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通する(1)の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。
ア 幅員は、^⑤120cm以上とすること。
イ 高低差がある場合においては、5に定める構造の傾斜路又は^⑥車いす使用者特殊構造昇降機(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第1号又は第2号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下この表において同じ。)を設けること。
- 5 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。
ア 幅は、^⑦内法を120cm(段を併設する場合にあっては90cm)以上とすること。
イ 勾配は、^⑧12分の1(高低差が16cm以下の場合は、8分の1)以下とすること。
ウ 高低差が^⑨75cmを超える場合においては、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。
エ 手すりを設けること。
オ 表面は、粗面とし、又は^①滑りにくい材料で仕上げること。
カ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面の色と^⑩明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

